

対応方針を踏まえた検討の論点ごとの意匠審査基準改訂案

I. 改訂意匠審査基準の構成

論点 1 意匠審査基準におけるジュネーブ改正協定対応項目の位置づけ

- ・第 1 1 部「国際意匠登録出願」を新設
- ・国内出願の審査に影響が生じる部分について第 2 部～第 1 0 部、第 1 2 部（旧第 1 1 部）に追記

II. 国際意匠登録出願

論点 2 我が国の意匠登録出願とみなされた国際出願（国際意匠登録出願）の審査における適用法

第 1 1 部 国際意匠登録出願

第 1 章 意匠登録出願とみなされる国際出願

111 関連条文

意匠法：第 6 条、第 1 6 条、第 6 0 条の 6

ジュネーブ改正協定：第 1 条 (vi)～(viii)、(xix)、第 5 条(4)、第 1 0 条(2)、(3)、第 1 2 条(1)、第 1 4 条(1)

111.1 意匠法第 6 0 条の 6 の規定

意匠法第 6 0 条の 6 第 1 項は、我が国を、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ジュネーブ改正協定」という。）第 1 条(xix)に規定する指定締約国（以下「指定締約国」という。）とするジュネーブ改正協定第 1 条(vii)に規定する国際出願（以下「国際出願」という。）であって、ジュネーブ改正協定第 1 0 条(3) (a)の規定による公表（以下「国際公表」という。）がされたものを、ジュネーブ改正協定第 1 0 条(2)に規定する国際登録の日（以下「国際登録の日」という。）に我が国に出願された意匠登録出願とみなす旨を規定している。また、本条第 2 項は、ジュネーブ改正協定第 5 条(4)の規定に基づき二以上の意匠を含む国際出願については、ジュネーブ改正協定第 1 条(vi)に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨を規定している（以下、これらの規定により意匠登録出願とみなされた国際出願を「国際意匠登録出願」という。）。

本条第 3 項及び第 4 項は、ジュネーブ改正協定第 1 4 条(1)に、国際登録は、国際登録の日から指定締約国における正規の出願と少なくとも同一の効果を有する旨が規定されていることから、国際意匠登録出願を我が国の意匠登録出願として手続をするために必要な事項として、ジュネーブ改正協定第 1 条(viii)に規定する国際登録簿（以下「国際

登録簿」という。)に記録された事項に関し、意匠法第 6 条第 1 項に規定する願書の記載事項及び図面の記載事項とみなす旨を規定している。

(注) 国際意匠登録出願についての審査

ジュネーブ改正協定は、同協定に基づく国際登録が、国際登録の日から、指定締約国において当該指定締約国の法令に基づく意匠の保護の付与のための正規の出願と少なくとも同一の効果を有する旨を規定している（ジュネーブ改正協定第 14 条(1)）。一方、ジュネーブ改正協定に基づき指定された締約国の官庁は、国際登録の対象である意匠が当該指定締約国の法令に基づく保護の付与のための条件（出願の形式又は記載事項に関する要件を除く。）を満たしていない場合に、当該国際登録の効果を拒絶することができる旨を規定している（ジュネーブ改正協定第 12 条(1)）。

我が国の意匠法は、意匠権による保護の付与の前提として、意匠登録出願を審査することを規定していることから（意匠法第 16 条）、ジュネーブ改正協定に基づき我が国を指定した国際登録についても、我が国の法令である意匠法の規定に基づき審査を行う。

1. 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

論点 3 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係

論点 4 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

第 2 章 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

112 関連条文

意匠法：第 6 条、第 60 条の 6

意匠法施行規則：第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条

ジュネーブ改正協定：第 5 条(1)、(2)、第 6 条

ハーグ協定共通規則（注）：第 7 規則～第 11 規則

ハーグ協定実施細則（注）：第 401 節～第 408 節

(注)

それぞれ、ハーグ協定の千九百九十九年改正協定及び千九百六十年改正協定に基づく共通規則及びハーグ協定に係る出願のための実施細則の省略記載。

112.1 国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係

意匠法第 6 条第 1 項の規定により意匠登録出願の願書に記載すべき事項については、意匠法第 60 条の 6 第 3 項の規定に従い、国際登録簿に記録された所定の事項を、意匠登録出願の願書に記載すべき事項として取り扱う（表 1）。

意匠法第 6 条第 1 項に定める以外の願書に記載すべき事項については、国際意匠登録出願は我が国の意匠登録出願とみなされたものであることから、当該国際意匠登録出願

に係る国際登録簿に記録された事項のうち意匠法上に具体的な対応関係が明示的に規定されていない事項についても、意匠登録出願の願書に記載すべき事項に相当するものとして取り扱う（表 2）。

また、我が国において意匠登録を受けようとする者は、意匠法第 6 条第 1 項の規定により、願書に「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」を添付する必要があるが、意匠法第 60 条の 6 第 4 項は、国際意匠登録出願に係る「国際登録簿に記録された意匠」を意匠法第 6 条第 1 項の規定により提出した図面に記載された「意匠登録を受けようとする意匠」とみなす旨を規定していることから、国際意匠登録出願の場合には、国際登録簿に記録された意匠を記載した図面、すなわち「国際登録簿に記録された意匠の複製物」を、「意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面」に相当するものとして取り扱う（表 3）。

〔表 1〕 意匠法第 6 条第 1 項に定める事項についての対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
国際登録の対象である意匠を構成する一若しくは二以上の製品又は国際登録の対象である意匠が使用されることとなる一若しくは二以上の製品 (ジュネーブ改正協定第 5 条(1) (iv))	【意匠に係る物品】
国際登録名義人の氏名又は名称及びその住所 (ジュネーブ改正協定第 5 条(1) (ii)、 ハーグ協定共通規則第 7 規則(3) (i) 及び(ii))	【意匠登録出願人】の氏名又は名称及び住所又は居所
国際登録の対象である意匠の創作をした者の氏名及びその住所 (ジュネーブ改正協定第 5 条(2) (b) (i)、 ハーグ協定共通規則第 7 規則(5) (a))	【意匠を創作した者】の氏名及び住所又は居所

〔表 2〕 意匠法第 6 条第 1 項に定める以外の事項についての対応関係

国際登録簿に記録された事項	意匠登録出願の願書の記載事項
出願の対象である意匠の複製物又は特徴についての簡潔な説明 (ジュネーブ改正協定第 5 条(2) (b) (ii)、 ハーグ協定共通規則第 7 規則(5) (a))	【意匠の説明】又は 【意匠に係る物品の説明】 ※国際意匠登録出願においては、これらの区別なく、いずれも【意匠の説明】の欄に記載される。
本出願若しくは本登録又は本意匠の表示 (ジュネーブ改正協定第 5 条(1) (vii)、 ハーグ協定共通規則第 7 規則(5) (f)、 ハーグ協定実施細則第 407 節(a))	【本意匠の表示】

<u>新規性喪失の例外に関する宣言</u> <u>(ジュネーブ改正協定第 5 条(1) (vii)、</u> <u>ハーグ協定共通規則第 7 規則(5) (f)、</u> <u>ハーグ協定実施細則第 408 節(c) (i))</u>	<u>【特記事項】の欄の「意匠法第 4 条</u> <u>第 2 項の規定の適用を受けようとする</u> <u>意匠登録出願」の記載</u>
<u>先の出願の優先権を主張する旨の申</u> <u>立て</u> <u>(ジュネーブ改正協定第 6 条(1) (a)、</u> <u>ハーグ協定共通規則第 7 規則(5) (c))</u>	<u>【パリ条約による優先権等の主張】</u>

[表 3] 意匠の複製物と図面についての対応関係

<u>国際登録簿に記録された意匠の複製</u> <u>物</u> <u>(ハーグ協定共通規則第 15 規則</u> <u>(2) (ii))</u>	<u>意匠登録を受けようとする意匠を記</u> <u>載した図面</u>
---	---

以下、国際意匠登録出願において、意匠法第 6 条第 1 項等の規定により提出した願書に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る願書の記載」、意匠法第 6 条第 1 項の規定により提出した図面に記載されたと認められるものを「国際意匠登録出願に係る図面の記載」という。

112.2 国際意匠登録出願に係る意匠の認定

国際意匠登録出願に係る意匠の認定は、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載に関する上記取扱いに留意しつつ、国内の意匠登録出願に係る意匠の認定(第 1 部「願書・図面」第 2 章「意匠登録出願に係る意匠の認定」参照)の基準を適用して行う。

なお、国際意匠登録出願に係る願書の記載に関しては、英語で表記された記載に基づいて認定を行う。

2. 意匠登録の要件

2. 1 意匠が具体的なものであること

論点 5 国際意匠登録出願の場合における、意匠が具体的なものであるか否かの判断

第 3 章 国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件

国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたもの(注)が意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

(注)

国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものとは、意匠法第 2 条第 1 項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

(1) 工業上利用することができる意匠であること

(→113.1)

- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| <u>(2) 新規性を有すること</u> | <u>(→113. 2)</u> |
| <u>(3) 創作非容易性を有すること</u> | <u>(→113. 3)</u> |
| <u>(4) 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと</u> | <u>(→113. 4)</u> |

113 関連条文

意匠法：第 2 条第 1 項、第 2 項、第 3 条、第 3 条の 2、第 60 条の 6 第 1 項

意匠法施行規則：様式第 6 備考 7～10、備考 12～16、備考 18～20、備考 24

ジュネーブ改正協定：第 12 条(1)

ハーグ協定共通規則：第 7 規則～第 11 規則

113.1 工業上利用することができる意匠

国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| <u>(1) 意匠を構成するものであること</u> | <u>(→113. 1. 1)</u> |
| <u>(2) 意匠が具体的なものであること</u> | <u>(→113. 1. 2)</u> |
| <u>(3) 工業上利用することができるものであること</u> | <u>(→113. 1. 3)</u> |

113.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するものであることについては、第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.1「意匠を構成するものであること」を参照されたい。

113.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠権の客体となる意匠登録を受けようとする意匠は、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①及び②についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

- ①意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等に基づく用途及び機能
- ②意匠に係る物品の形態

(1) 意匠が具体的なものと認められない場合の例

国際意匠登録出願には、国内の意匠登録出願が満たすべき願書及び図面等の形式及び記載事項に関する要件が課されるものではないが、国際意匠登録出願の審査においても、その国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載が、国内の意匠登録出願の場合における記載不備（第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」(1)「意

匠が具体的なものと認められない場合の例」で示す①～⑱)を有すると同様の状態にあり、当該国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載を総合的に判断したとしても、結果として具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せない場合、意匠が具体的なものとは認められない。

なお、意匠が具体的なものであることについてのその他の判断基準は、第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

113.1.3 工業上利用することができるものであること

工業上利用することができるものであることについては、第 2 部「意匠登録の要件」第 1 章「工業上利用することができる意匠」21.1.3「工業上利用することができるものであること」を参照されたい。

2. 2 新規性

2. 3 創作非容易性

論点 6 意匠法第 3 条第 1 項各号及び第 2 項の規定の適用判断における、国際意匠登録出願の出願日と同日に公知になった意匠等の扱い

113.2 新規性

113.2.1 意匠法第 3 条第 1 項第 1 号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた意匠

113.2.1.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第 9 条、意匠法第 10 条等）とは異なり、意匠登録出願の時分（注）を考慮するものである。

しかしながら、国際意匠登録出願においては、ジュネーブ改正協定第 14 条(1)及び意匠法第 60 の 6 第 1 項の規定により出願の時が日単位で定められ、その時分までは特定し得ないことから、国際意匠登録出願の出願日と公知の意匠が公然知られた時期として採用される日とが同日の場合には、当該公知の意匠が公然知られた時期が国際意匠登録出願の前であるとはしない。

（注）

「外国において公然知られた意匠」の場合には、当該意匠が、その国又は地域において公然知られた時間を、日本時間に換算して判断する。

なお、意匠法第 3 条第 1 項第 1 号の適用に関するその他の判断基準については、第 2 部「意匠登録の要件」第 2 章「新規性」22.1.1「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号」を参照されたい。

113.2.2 意匠法第 3 条第 1 項第 2 号

意匠登録出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠

113.2.2.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第 9 条、意匠法第 10 条等）とは異なり、意匠登録出願の時分（注）を考慮するものである。

しかしながら、国際意匠登録出願においては、ジュネーブ改正協定第 14 条(1)及び意匠法第 60 の 6 第 1 項の規定により出願の時が日単位で定められ、その時分までは特定し得ないことから、国際意匠登録出願の出願日と刊行物の頒布された時期として採用される日又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった時期として採用される日とが同日の場合には、当該刊行物の頒布された時期又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった時期が国際意匠登録出願の前であるとはしない。

（注）

「外国において、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠」の場合には、その国又は地域において、当該意匠が記載された刊行物が頒布された時間、又は当該意匠が電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった時間を、日本時間に換算して判断する。

なお、意匠法第 3 条第 1 項第 2 号の適用に関するその他の判断基準については、第 2 部「意匠登録の要件」第 2 章「新規性」22.1.2「意匠法第 3 条第 1 項第 2 号」を参照されたい。

113.2.3 意匠法第 3 条第 1 項第 3 号

意匠法第 3 条第 1 項第 3 号については、第 2 部「意匠登録の要件」第 2 章「新規性」22.1.3「意匠法第 3 条第 1 項第 3 号」を参照されたい。

113.3 創作非容易性

113.3.1 意匠登録出願前について

意匠登録出願前とは、意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に規定する意匠登録出願前と同様に、意匠登録出願の時分を考慮するものであって、日単位で判断する意匠登録出願の日（意匠法第 9 条、意匠法第 10 条等）とは異なる。

しかしながら、国際意匠登録出願においては、ジュネーブ改正協定第 14 条(1)及び意匠法第 60 の 6 第 1 項の規定により出願の時が日単位で定められ、その時分までは特定し得ないことから、国際意匠登録出願の出願日と公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が公然知られた時期として採用される日とが同日の場合には、当該公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が公然知られた時期が国際意匠登録出願の前であるとはしない。

また、その意匠の属する分野における通常の知識を有する者が容易に意匠の創作をすることができたか否かの判断の基準時も、意匠登録出願前である。

なお、創作非容易性の適用に関するその他の判断基準については、第 2 部「意匠登録の要件」第 3 章「創作非容易性」を参照されたい。

2. 4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

論点 7 意匠法第 3 条の 2 の適用判断における、国際意匠登録出願の出願日と同日に公開された先願の意匠の扱い

113. 4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

113. 4. 1 意匠法第 3 条の 2 の規定の適用に関する時期的要件

意匠法第 3 条の 2 の規定は、先願の意匠登録出願の出願日後から、その意匠登録出願に係る意匠公報（登録意匠公報、同日競願に係る協議不成立又は不能の場合の拒絶確定出願を公示する公報）の発行日（同日を含む。）までに出版された国際意匠登録出願に適用し（ただし書の規定を適用するものを除く。）、国際意匠登録出願の出願日と先願の意匠公報の発行日とが同日の場合には、意匠法第 3 条の 2 の規定に該当するものとして取り扱う。なお、先願の意匠登録出願に係る意匠公報発行の時に以降に出版されたことが明らかな国際意匠登録出願に対しては、意匠法第 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定を適用する。

なお、先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外の適用に関するその他の判断基準については、第 2 部「意匠登録の要件」第 4 章「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

3. 新規性喪失の例外の特例

論点 8 国際意匠登録出願の場合における、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための手続

第 4 章 国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

114 関連条文

意匠法：第 4 条、第 60 条の 7

意匠法施行規則：様式第 1

ハーグ協定実施細則：第 408 節(c)

114. 1 意匠法第 60 条の 7 の規定

国際意匠登録出願についても、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けることができるよう、国際意匠登録出願の場合に取り得る手続について規定している。

114.1.1 国際意匠登録出願の場合における意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための具体的な手続

- (1) 意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を国際公表があった日後〔経済産業省令で定める期間〕内に特許庁長官に提出（意匠法第 4 条第 3 項、意匠法第 60 条の 7）、又は、国際出願においてその旨を宣言（ハーグ協定実施細則第 408 節(c)、意匠法施行規則第 19 条第 3 項で準用する特許法施行規則第 27 条の 4）
- (2) 国際公表があった日後〔経済産業省令で定める期間〕内に、公知の意匠に該当するに至った意匠が意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面の提出（意匠法第 4 条第 3 項、意匠法第 60 条の 7）
- (3) 意匠法施行規則第 1 条に規定する様式第 1 による新規性の喪失の例外証明書提出書の提出

なお、新規性の例外の適用に関するその他の判断基準については、第 3 部「新規性の喪失の例外」を参照されたい。

4. 一意匠一出願

論点 9 国際登録時に一意匠とされた意匠に基づく国際意匠登録出願に、意匠法第 7 条に基づき複数の意匠が含まれていると判断される場合の扱い

論点 10 国際意匠登録出願が、意匠法施行規則で定める物品の区分によりされていないと判断される場合の扱い

第 6 章 国際意匠登録出願に関する一意匠一出願

116 関連条文

意匠法：第 7 条、第 60 条の 6 第 2 項、第 3 項

意匠法施行規則：第 7 条、別表第一備考、様式第 2 備考39

ジュネーブ改正協定：第 13 条(1)

116.1 意匠法第 60 条の 6 第 2 項の規定

意匠法第 60 条の 6 第 2 項は、二以上の意匠を包含する国際出願について、我が国においては国際登録の対象である意匠ごとにされた意匠登録出願とみなす旨を規定している。しかしながら、「国際登録の対象である意匠」とは、国際事務局の判断に基づく国際登録における意匠の単位を意味しており、我が国意匠法第 7 条に基づき意匠法施行規則別表第一で定める物品の区分又はそれと同程度の区分による意匠の単位を直接的に意味するものではない。

よって、国際意匠登録出願が意匠法第 7 条に規定する要件を満たさない場合には、意匠

法第 7 条の拒絶理由に該当するものとして取り扱う。

116.1.1 経済産業省令で定める物品の区分

経済産業省令で定める物品の区分については、第 5 部「一意匠一出願」51.1.1「経済産業省令で定める物品の区分」を参照されたい。

116.1.2 意匠法第 7 条に規定する要件を満たさない国際意匠登録出願の例

116.1.2.1 物品の区分によらない「意匠に係る物品」の欄の記載の例

第 5 部「一意匠一出願」51.1.2.1「物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例」に示す「意匠に係る物品」の欄の記載は、物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分によらないものである。

ただし、国際意匠登録出願に係る願書の記載の言語は英語であるため、(5) 外国文字を用いたもの、(6) 日本語化されていない外国語を用いたもの、は除く。

116.1.2.2 意匠ごとに出願されていないものの例

国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から総合的に判断した場合に、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものである。

(1) 二以上の物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合

ただし、種類全体を表す複数形の表記（例えば、「Desks」など）である場合、又は、組物の意匠の国際意匠登録出願であると認定できるものを除く。

(2) 二以上の物品の図面を表示した場合（数個の物品を配列したものの場合を含む。）

ただし、組物の意匠の国際意匠登録出願であると認定できるものを除く。

116.1.2.3 部分意匠についての取扱い

部分意匠についての取扱いについては、第 11 部「国際意匠登録出願」第 8 章「部分意匠の国際意匠登録出願」118.1.6「部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい

第 11 章 国際意匠登録出願における画像を含む意匠

1111 関連条文

意匠法：第 2 条第 1 項、第 2 項

意匠法施行規則：第 2 条、第 3 条、様式第 2 備考 40、様式第 6 備考 8～11、備考 14、備考

1111.1 画像を含む意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載**1111.1.1 画像を含む国際意匠登録出願における願書の記載事項****(1)「意匠に係る物品」の欄の記載**

画像を含む意匠についての国際意匠登録出願は、その創作のベースとなる物品が意匠法の対象とする物品と認められなければならない。(例えば「Graphical user interface for ○○」は意匠に係る物品に該当しない。)

「意匠に係る物品」の欄には、意匠法第 7 条の規定により別表第一の下欄に掲げる物品の区分又はそれと同程度の区分による物品の区分が英語で記載されていなければならない。

例えば、ビデオディスクプレイヤーの意匠の創作において、意匠登録を受けようとする部分である画像が当該物品と同時に使用されるテレビ受像機に表示されるものであっても、権利の客体となる意匠に係る物品が当該画像を含むビデオディスクプレイヤーであることから、「意匠に係る物品」の欄には、「Video disc player」のように記載されていなければならない。

なお、画像を含む国際意匠登録出願における願書の記載事項に関するその他の判断基準については、第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 2 章「国際意匠登録出願に係る意匠の認定」112.1「国際登録簿に記録された事項と意匠登録出願の願書又は図面に記載すべき事項との対応関係」を参照されたい。

その他の画像を含む意匠に関する要件については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 4 章「画像を含む意匠」、全体意匠に関しては第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 3 章「意匠登録の要件」、部分意匠に関しては第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 8 章「部分意匠の国際意匠登録出願」を参照されたい。

5. 部分意匠

論点 1 1 「保護を求めないもの」が表されている国際意匠登録出願の扱い

論点 1 2 国際意匠登録出願における、部分意匠の意匠登録出願であること、及び、意匠登録を受けようとする部分の認定

論点 1 3 「保護を求めないもの」が意匠に係る物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に相当するかどうか不明確な場合の扱い

論点 1 4 図面中で「保護を求めないもの」として表された、意匠に係る物品に対して付加的な要素を表す破線等を削除する補正の扱い

第 8 章 部分意匠の国際意匠登録出願**118 関連条文**

意匠法：第 2 条第 1 項、第 2 項、第 60 条の 6 第 1 項

意匠法施行規則：様式第 2 備考8、様式第 6 備考11、備考14、様式第 8 備考3

ハーグ協定共通規則：第 9 規則(2)(b)

ハーグ協定実施細則：第 4 0 3 節

118.1 国際意匠登録出願における部分意匠の取扱い

国際出願では、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、説明において、又は、点線若しくは破線又は着色により表すことが認められている（ハーグ協定共通規則第 9 規則(2)(b)、ハーグ協定実施細則第 4 0 3 節）。この「保護を求めないもの」の表現は、我が国意匠法において明示的に予定されたものではないが、ジュネーブ改正協定に基づく国際登録制度の趣旨を踏まえ、「保護を求めないもの」が表された国際意匠登録出願のうち、当該「保護を求めないもの」が、意匠に係る物品のうちの「意匠登録を受けようとする部分以外の部分」（以下「その他の部分」という。）に相当し、その結果、「意匠登録を受けようとする部分」を明確に認定することができるもの、すなわち、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとする出願であると認めることが適当なものについては、我が国における部分意匠の意匠登録出願として取り扱う。

118.1.1 部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載

118.1.1.1 部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書の記載

（１）「意匠に係る物品」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄の記載については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.2.1「部分意匠の意匠登録出願における願書の記載事項」（２）「意匠に係る物品」の欄の記載」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 6 章「国際意匠登録出願に関する一意匠一出願」を参照されたい。

（２）「意匠の説明」の欄の記載

部分意匠の国際意匠登録出願においては、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、「意匠の説明」の欄に記載することができる。（ハーグ協定実施細則第 4 0 3 節）

なお、国際出願の出願様式には、国内の意匠登録出願に係る願書の「部分意匠」の欄の記載が認められていない。

118.1.1.2 部分意匠の国際意匠登録出願に係る図面の記載

部分意匠の国際意匠登録出願においては、図面中には図示されるが「保護を求めないもの」について、点線若しくは破線又は着色により表示することができる。（ハーグ協定実施細則第 4 0 3 節）

118.1.2 部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定

部分意匠の国際意匠登録出願に係る意匠の認定は、以下の点に関して、国際意匠

登録出願に係る願書及び図面の記載を総合的に判断して行う。

- ① 部分意匠の意匠に係る物品
- ② 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能
- ③ 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ及び範囲
- ④ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

上記①～④の認定については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.3「部分意匠の意匠登録出願に係る意匠の認定」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 2 章「国際意匠登録出願に係る意匠の認定」112.2「国際意匠登録出願に係る意匠の認定」を参照されたい。

118.1.3 部分意匠に関する意匠登録の要件

部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたもの（注）が意匠登録を受けるためには、全体意匠の国際意匠登録出願と同様に、以下のすべての要件を満たさなければならない。

（注）

部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものとは、意匠法第 2 条第 1 項において定義されている意匠に該当するか否かの判断が審査官によって未だされていないものを指す。

- （1）工業上利用することができる意匠であること (→118.1.3.1)
- （2）新規性を有すること (→118.1.3.2)
- （3）創作非容易性を有すること (→118.1.3.3)
- （4）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠でないこと (→118.1.3.4)

118.1.3.1 工業上利用することができる意匠

部分意匠の国際意匠登録出願として意匠登録出願をされたものが、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当するためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

したがって、以下のいずれかの要件を満たしていないものは、意匠法第 3 条第 1 項柱書に規定する工業上利用することができる意匠に該当しないため、意匠登録を受けることができない。

- （1）意匠を構成するものであること (→118.1.3.1.1)
- （2）意匠が具体的なものであること (→118.1.3.1.2)
- （3）工業上利用することができるものであること (→118.1.3.1.3)

118.1.3.1.1 意匠を構成するものであること

意匠を構成するものであることについては、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.1.1「意匠を構成するものであること」を参照されたい。

118.1.3.1.2 意匠が具体的なものであること

第一に、国際意匠登録出願に係る願書の「意匠に係る物品」、「意匠の説明」の欄及び図面の記載を総合的に判断した場合に、当該国際意匠登録出願に係る意匠が我が国意匠法における部分意匠に相当することが当然に導き出されなくてはならない。

次に、全体意匠と同様に、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて、国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載から具体的な一の意匠の内容、すなわち、以下の①から④についての具体的な内容が、直接的に導き出されなくてはならない。

① 部分意匠の意匠に係る物品

② 「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能

③ 「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲

④ 「意匠登録を受けようとする部分」の形態

さらに、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低限の構成要素が具体的に表されていなければならない。

なお、部分意匠の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の正確性については、全体意匠に関する取扱いが適用されるため、第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 3 章「意匠登録の要件」113.1.2「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

（１）意匠が具体的なものと認められる場合の例

境界線の表示がない場合であっても、願書及び図面等を総合的に判断すれば、「意匠登録を受けようとする部分」の境界を当然に導き出すことができる場合（第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.1.2「意匠が具体的なものであること」（１）「意匠が具体的なものと認められる場合の例」の②参照）

（２）意匠が具体的なものと認められない場合の例

国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載が以下のような状態にあり、その願書及び図面の記載を総合的に判断しても、具体的な一の意匠の内容を直接的に導き出せないときは、意匠が具体的なものとは認められない。

① 国際意匠登録出願に係る願書の「意匠の説明」の欄に「保護を求めないもの」を特定する方法についての記載がなく、部分意匠の国際意匠登録出願であるか、全体意匠の国際意匠登録出願であるか明らかでない場合

② 国際意匠登録出願に係る図面の記載に、意匠に係る物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に相当するかどうかが不明確な

ものが含まれており、全体意匠の国際意匠登録出願であるか部分意匠の国際意匠登録出願であるかが明確でない、又は「意匠登録を受けようとする部分」若しくは「その他の部分」の形態が明らかでない場合

③部分意匠の意匠に係る物品又は「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合

④「意匠登録を受けようとする部分」の全体の形態が表されていない場合

⑤「その他の部分」の全体の形態が表されていない場合

⑥「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を含む、部分意匠の意匠に係る物品全体の形態に、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品の区分に属する物品を認識するのに必要な最低含まれていなければならない構成要素が明確に表されていない場合

⑦「意匠登録を受けようとする部分」の形態が明らかでない場合

(i) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態が、各図不一致の場合

(ii) 「意匠登録を受けようとする部分」が一つの閉じられた領域でない場合

⑧破線等で表された「その他の部分」の形態が、例えば各図不一致により具体的ではなく、「意匠登録を受けようとする部分」の部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が明らかでない場合

118.1.3.1.3 工業上利用することができるものであること

工業上利用できるものであることについては、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.1.3「工業上利用することができるものであること」を参照されたい。

国際意匠登録出願に係る意匠が、我が国意匠法における部分意匠に相当すると判断した場合、審査官は、国際意匠登録出願に係る願書に「部分意匠」の欄に記載すべきものと認め、出願人の手続補正により、又は審査官が、「部分意匠」の欄を追記する（他に拒絶の理由等がない場合、「部分意匠」の欄を追加するためだけの手続補正は要さない。）。

118.1.3.2 新規性

新規性については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.2「新規性」、第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 3 章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.2.1「意匠法第 3 条第 1 項第 1 号」及び 113.2.2「意匠法第 3 条第 1 項第 2 号」を参照されたい。

118.1.3.3 創作非容易性

創作非容易性については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.3「創作非容易性」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 3 章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.3「創作非容易性」を参照されたい。

118.1.3.4 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠

先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.4.4「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 3 章「国際意匠登録出願に関する意匠登録の要件」113.4「先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外」を参照されたい。

118.1.4 部分意匠の国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外

部分意匠の国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.5「部分意匠の意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 4 章「国際意匠登録出願に関する新規性の喪失の例外」を参照されたい。

118.1.5 部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定

部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定の適用の判断基準については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.6「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 5 条の規定」を参照されたい。

118.1.6 部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願

部分意匠の国際意匠登録出願に関する一意匠一出願については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.7「部分意匠の意匠登録出願に関する一意匠一出願」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 6 章「国際意匠登録出願に関する一意匠一出願」（116.1.2.3「部分意匠についての取扱い」を除く。）を参照されたい。

118.1.7 組物の意匠に係る部分意匠

組物の意匠に係る部分意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.8「組物の意匠に係る部分意匠」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 9 章「国際意匠登録出願における組物の意匠」を参照されたい。

118.1.8 部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 10 条の規定

部分意匠の国際意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 10 条の規定については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.9「部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第 9 条及び第 10 条の規定」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 7 章「国際意匠登録出願に関する意匠法第 9 条の規定」を参照されたい。

118.1.9 部分意匠の国際意匠登録出願に関する要旨の変更

118.1.9.1 部分意匠の意匠の要旨

部分意匠の意匠の要旨については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.10.1「部分意匠の意匠の要旨」を参照されたい。

118.1.9.2 要旨を変更するものとなる補正の類型

要旨を変更するものとなる補正の類型については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.10.2「要旨を変更するものとなる補正の類型」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 1 2 章「国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の補正」1112.2.1.2.1「要旨を変更するものとなる補正の類型」を参照されたい。

118.1.9.3 国際意匠登録出願に係る願書の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1)「部分意匠」の欄を追加する補正

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が全体意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるとき、又は総合的に判断しても、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であるか、全体意匠の国際意匠登録出願であるかが不明であって、どちらか一方を当然に導き出すことができないときに、「部分意匠」の欄を追加することによって、当該国際意匠登録出願を部分意匠の国際意匠登録出願とする補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「部分意匠」の欄を追加する補正は、要旨を変更するものではない。

(2)「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を補充する補正

出願当初の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がなく、その願書及び図面の記載を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」が不明であって、具体的な意匠を当然に導き出すことができないときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の「意匠の説明」の欄に「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載がない場合であっても、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、部分意匠の国際意匠登録出願であることが明確であって、「意匠登録を受けようとする部分」を当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄に補充する補正は、要旨を変更するものではない。

(3) 部分意匠の国際意匠登録出願について、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を削除する補正

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が全体意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法に関する記載を「意匠の説明」の欄から削除する補正は、要旨を変更するものではない。

118.1.9.4 国際意匠登録出願に係る図面の記載についてした補正の具体的な取扱い

(1) 物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含する部分意匠の国際意匠登録出願を一の「意匠登録を受けようとする部分」を有する部分意匠の国際意匠登録出願にする補正

物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」を包含して、一意匠と取り扱うことのできない部分意匠の国際意匠登録出願を分割する際に、分割した新たな部分意匠の意匠登録出願における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する、もとの部分意匠の国際意匠登録出願に係る図面に表されていた当該「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正は、要旨を変更するものではない。

この場合、分割を伴わずに、図面に表されている一の「意匠登録を受けようとする部分」以外のすべての「意匠登録を受けようとする部分」を「その他の部分」に訂正する補正も、要旨を変更するものではない。

(2) 「意匠登録を受けようとする部分」の形態等を変更する補正

「意匠登録を受けようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更する補正あるいは当該部分の形態自体は変更されていないが、「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を同一の範囲を超えて変更する補正は、要旨を変更するものである。

また、出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断しても、「意匠登録を受けようとする部分」の形態あるいは「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が不明であるときに、それらを明確なものとする補正は、要旨を変更するものである。

(3) 「その他の部分」の形態を変更する補正

「その他の部分」の一部を実線に訂正することによって「意匠登録を受け

ようとする部分」の形態を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正あるいは「その他の部分」の輪郭形状を変更することによって、「意匠登録を受けようとする部分」の当該部分意匠の意匠に係る物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲を、その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものとなる補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該国際意匠登録出願が部分意匠の国際意匠登録出願であることを当然に導き出すことができるときに、「その他の部分」を全て実線に訂正し、その願書の記載についても必要な訂正をして当該部分意匠の国際意匠登録出願を全体意匠の国際意匠登録出願に変更する補正は、要旨を変更するものである。

(4)「保護を求めないもの」を表す破線等を削除する補正

出願当初の図面に破線等が記載されており、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該破線等が部分意匠の意匠に係る物品の全体の形態に対して付加的な要素のみを「保護を求めないもの」として表していることを当然に導き出すことができないときに、当該破線等を削除する補正は、要旨を変更するものである。

出願当初の図面において破線等が記載されているが、その願書及び図面の記載を総合的に判断して、当該破線等が部分意匠の意匠に係る物品の全体の形態に対して付加的な要素のみを「保護を求めないもの」として表していることを当然に導き出すことができるときに、当該破線等を削除する補正は、要旨を変更するものではない。

118.1.10 部分意匠の国際意匠登録出願の場合の分割による新たな意匠登録出願

部分意匠の国際意匠登録出願の場合の分割による新たな意匠登録出願については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.11「部分意匠の意匠登録出願に関する分割」を参照されたい。

118.1.11 パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の国際意匠登録出願

パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の国際意匠登録出願については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 1 章「部分意匠」71.13「パリ条約による優先権等の主張を伴う部分意匠の意匠登録出願」及び第 1 1 部「国際意匠登録出願」第 1 4 章「国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

6. 組物の意匠

論点 1 5 意匠法第 8 条の適用判断における、英語で記載された「意匠に係る物品」の扱い

第 9 章 国際意匠登録出願における組物の意匠

119 関連条文

意匠法：第 2 条第 1 項、第 8 条意匠法施行規則：第 8 条、別表第二ジュネーブ改正協定：第 5 条(1)(iv)ハーグ協定共通規則：第 7 規則(3)(iv)

119.1 組物の意匠とは

組物の意匠については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 2 章「組物の意匠」を参照されたい。

119.1.1 組物の意匠と認められる要件

国際意匠登録出願が、組物の意匠として意匠登録を受けるためには、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること (→118.2.1.1.1)
- (2) 構成物品が適当であること (→118.2.1.1.2)
- (3) 組物全体として統一があること (→118.2.1.1.3)

119.1.1.1 「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること

「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものであること、すなわち、別表第二に掲げる組物に該当するものでなければならない。ただし、国際意匠登録出願の場合の言語は英語であるため、「意匠に係る物品」の欄には、意匠法施行規則別表第二に掲げる組物のいずれかに相当するものが「a set of ○○」のように記載されていればよい。「意匠に係る物品」の欄に記載されたものが経済産業省令で定めるものでない場合は、組物とは認められず、意匠法第 8 条の規定により拒絶の理由を通知する。なお、組物の意匠の適用に関するその他の判断基準については、第 7 部「個別の意匠登録出願」第 2 章「組物の意匠」を参照されたい。

7. 要旨の変更

論点 1 6 国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載についての補正がこれらの要旨を変更するものであるか否かの判断第 1 2 章 国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の補正1112 関連条文意匠法：第 6 0 条の 2 4、第 6 8 条第 2 項意匠法施行規則：第 1 5 条、様式第 1 4特許法：第 1 7 条第 3 項、第 4 項、第 1 7 条の 21112.1 補正

補正については、第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 1 章「補正」を参照されたい。

1112.2 補正の却下1112.2.1 補正の却下とは1112.2.1.1 意匠の要旨と意匠の要旨の認定

意匠の要旨と意匠の要旨の認定については、第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 2 章「補正の却下」82.1.1「意匠の要旨と意匠の要旨の認定」を参照されたい。

1112.2.1.2 要旨の変更1112.2.1.2.1 要旨を変更するものとなる補正の種類

国際意匠登録出願に係る願書又は図面の記載についてした補正が、第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 2 章「補正の却下」82.1.2.1.1「その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる同一の範囲を超えて変更するものと認められる場合」又は 82.1.2.1.2「出願当初不明であった意匠の要旨を明確なものとするものと認められる場合」のいずれかに該当する場合は、出願当初の国際意匠登録出願に係る願書及び図面の記載の要旨を変更するものである。

1112.2.1.2.2 要旨を変更するものとはならない補正の種類

出願当初と補正後の各々の意匠についての比較を通じた判断において、願書及び図面の記載を総合的に判断した場合に、当該補正が第 8 部「願書・図面等の記載の補正」第 2 章「補正の却下」82.1.2.2.1「その意匠の属する分野における通常の知識に基づいて当然に導き出すことができる

同一の範囲のものに訂正する場合」又は 82.1.2.2.2「意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細な部分の記載不備を不備のない記載に訂正する場合」のいずれかに該当する場合は、当該補正は出願当初の国際意匠登録出願に係る願書の記載又は願書に添付した図面等の要旨を変更するものではない。

なお、国際意匠登録出願に係る願書の記載についてされた補正については、英語による記載の比較に基づいて要旨の変更か否かを判断することを原則とするが、国際出願の言語として英語以外の言語（フランス語又はスペイン語）を用いた国際意匠登録出願について、出願当初における当該国際出願の言語による記載に基づいた釈明があった場合には、要旨の変更の判断においてこれを参酌する。

8. パリ条約による優先権等の主張の手続

論点 17 国際意匠登録出願の場合における、パリ条約による優先権等を主張するための手続

論点 18 国際意匠登録出願の場合における、我が国の国内出願を基礎とした優先権の主張の効果

第 14 章 国際意匠登録出願に関するパリ条約による優先権等の主張の手続

1114 関連条文

意匠法：第 15 条第 1 項、第 60 条の 10

特許法：第 43 条、第 43 条の 3

ジュネーブ改正協定：第 6 条

ハーグ協定共通規則：第 7 規則(5)(c)

1114.1 意匠法第 60 条の 10 の規定

国際意匠登録出願についての優先権主張については、ジュネーブ改正協定第 6 条(1)の規定による国際事務局経由の手続に一元化するため、本条第 1 項において、国際意匠登録出願には我が国特許庁に優先権主張をする場合の手続規定は適用しないこととされている。

優先権証明書の提出手続については、ジュネーブ改正協定上国際出願に伴わせる手続とされていないため、優先権証明書提出手続に係る特許法の規定が「ジュネーブ改正協定第 6 条(1)(a)の規定による優先権の主張をした者」についても準用されている。

なお、意匠法第 15 条第 1 項で準用する特許法第 43 条の 3 第 2 項に規定する「特定国」についての優先権の主張は、ジュネーブ改正協定第 6 条(1)(a)の規定では認められていないため、本条第 1 項の規定により、国際意匠登録出願には適用されない。

1114. 1. 1 パリ条約による優先権等の主張の効果

意匠法第 60 条の 10 第 1 項の規定により、国際意匠登録出願については、意匠法第 15 条第 1 項で準用する特許法第 43 条の 3 第 2 項に規定する「特定国」の国民に関するパリ条約の例による優先権の主張は認められない。

1114. 1. 1. 1 パリ条約による優先権等を主張するための手続

パリ条約第 4 条 D (1) の規定により国際意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、ジュネーブ改正協定第 6 条 (1) (a) 及び意匠法第 60 条の 10 第 2 項の規定で読み替えて準用する特許法第 43 条第 2 項及び第 3 項に規定する手続をしなければならない。

1114. 1. 2 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件

国内の意匠登録出願を基礎とした優先権の主張を伴う国際意匠登録出願については、当該優先権の主張の効果は認められない。

なお、パリ条約による優先権等の主張の手続に関するその他の判断基準については、第 10 部「パリ条約による優先権等の主張の手続」を参照されたい。

Ⅲ. 国内出願の審査に関する審査基準

第 2 部 意匠登録の要件

第 2 章 新規性

第 3 章 創作非容易性

論点 19 国際公表された意匠の扱い

国際事務局が国際意匠公報により国際公表した意匠を、頒布された刊行物に記載された意匠又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠として扱うことは従前から自明であるため、特に追記は行わない。

第 4 章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

論点 20 他の出願が国際意匠登録出願である場合の、意匠法第 3 条の 2 の規定の適用における先後の判断

24.1.7.4 国際意匠登録出願の意匠法第 3 条の 2 の規定の判断の基準日

国際意匠登録出願についての意匠法第 3 条の 2 の規定の適用にあたっては、意匠法第 60 条の 6 第 1 項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日（注）を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

（注）

「国際登録」及び「国際登録の日」については、第 11 部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

第 6 部 先願

論点 21 他の出願が国際意匠登録出願である場合の、意匠法第 9 条の規定の適用における先後の判断

61.1.14 国際意匠登録出願の意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の判断の基準日

意匠法第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定の適用にあたっては、意匠法第 60 条の 6 第 1 項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

（同様の趣旨で以下の項も改訂）

第 3 章 関連意匠

<中略>

73.1.1.3.3 国際意匠登録出願の意匠法第 10 条第 1 項の規定の判断の基準日

国際意匠登録出願について、関連意匠の出願日が本意匠の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報の発行の日前に出願された意匠登録出願であると認められるか否かは、意匠法第 60 条の 6 第 1 項の規定により意匠登録出願がされたとみなされる国際登録の日を判断の基準日とする（ただし、パリ条約による優先権等の主張が適正になされている場合を除く。）。

論点 2 2 国際意匠登録出願に係る意匠について、その元となる国際登録の放棄若しくは限定がなされた場合又は国際登録の更新がなされなかった場合における、意匠法第 9 条の適用判断

61.1.3 先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型

以下の（１）から（４）のいずれかに該当する意匠登録出願は、意匠法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用について初めからなかったものとみなす。

- （１）放棄された意匠登録出願
- （２）取り下げられた意匠登録出願 （注）
- （３）却下された意匠登録出願
- （４）拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定した意匠登録出願

（注）

意匠法第 60 条の 14 第 1 項の規定により取り下げられたとみなされた意匠登録出願、すなわち、国際意匠登録出願であって、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定第 16 条(1)(iv)の規定による国際登録に関する放棄若しくは同条(1)(v)の規定による限定がされたこと又は同協定第 17 条(2)の規定による国際登録の更新がされなかったこと（当該国際意匠登録出願について設定の登録がされていない場合に限る。）により、その基礎とした国際登録が消滅したものを含む。

第 7 部 個別の意匠登録出願**第 3 章 関連意匠****論点 2 3 関連意匠の後日出願と国際公表との関係**

73.1.1.3 本意匠の意匠登録出願の日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に出願された意匠登録出願であること

関連意匠の意匠登録出願の出願日が、本意匠の意匠登録出願の出願日以後であって、本意匠に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前である場合は、意匠法第 9 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわら

ず、関連意匠について意匠登録を受けることができる。この意匠公報には、秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報のうち、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容の掲載されていない意匠公報（秘密意匠に係る 1 回目の意匠公報）が含まれるため、本意匠が秘密にすることを請求した意匠であっても、通常の意匠と同じく 1 回目の意匠公報の発行の日前までの関連意匠の意匠登録出願であることが要件となる。

なお、この意匠公報には、国際意匠登録出願に係る国際公表の国際意匠公報は含まれない。

（同様の趣旨で以下の項も改訂）

第 4 章 先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外

＜中略＞

24.1.6.2 第 20 条第 3 項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第 4 項の規定により同条第 3 項第 4 号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があったこと

先の意匠登録出願の意匠登録に係る意匠公報（秘密にすることを請求した意匠に係る意匠公報であって、願書の記載及び願書に添付した図面等の内容が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願がなされていることを要する。

なお、この意匠公報には、国際意匠登録出願（注）に係る国際公表（注）の国際意匠公報は含まれない。

（注）

「国際意匠登録出願」及び「国際公表」については、第 11 部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

第 10 部 パリ条約による優先権等の主張の手續

論点 24 ジュネーブ改正協定に基づく国際出願を基礎とする優先権の主張の効果

101.2 パリ条約による優先権等の主張の効果が認められるための要件

パリ条約による優先権の主張の効果が認められるためには、パリ条約で定められた以下のすべての要件を満たさなければならない。

- （1）優先権の基礎となる第一国への出願は、いずれかの同盟国における正規にした最初の出願（ジュネーブ改正協定（注）に基づく国際出願（注）を含む。）であること（パリ条約第 4 条 A (1)、パリ条約第 4 条 A (2)、パリ条約第 4 条 A (3)、パリ条約第 4 条 C (4)、ジュネーブ改正協定第 6 条 (2)）
- （2）～（6） ＜略＞

(注)

「ジュネーブ改正協定」及び「国際出願」については、第 1 1 部「国際意匠登録出願」を参照されたい。以下同じ。

なお、パリ条約の例による優先権の主張の効果が認められるための要件についても、パリ条約による優先権の主張の効果が認められるための要件と同様である。(意匠法第 15 条第 1 項において準用する特許法第 4 3 条の~~2~~3第 2 項)

IV. 審査の進め方

第 1 2 部（旧第 1 1 部） 審査の進め方

論点 2 5 ジュネーブ改正協定第 12 条(2)に規定する国際登録の効果の拒絶を通報すべき場合

論点 2 6 拒絶の通報に記載すべき、拒絶の根拠となる理由の範囲

第 1 1 2 部 審査の進め方

第 1 章 概論

<中略>

1121.2 審査手順の概要

以下に審査手順の概要を示す。それぞれの手順の詳細については、第 2 章「各論」を参照のこと。また、実体審査の主な流れを図に示す。

(1) ~ (3) <略>

(4) 拒絶理由の通知 (→ 112122.4、122.5)

検討の結果、拒絶理由を発見した場合は、拒絶理由を通知する（意匠法第 19 条において準用する特許法第 50 条）。拒絶理由は、できるだけ平明な文章で、要点をわかりやすく記載する。

国際意匠登録出願の場合には、国際事務局に対する拒絶の通報（ジュネーブ改正協定第 12 条）により拒絶理由の通知を行う。

(5)・(6) <略>

第 2 章 各論

<中略>

122.5 国際意匠登録出願の場合の拒絶の通報

国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合、拒絶の通報を行う（ジュネーブ改正協定第 12 条(1)及び(2)）。

122.5.1 拒絶の通報

拒絶の通報を行う際には、以下の点に留意する。

(1) 国際意匠登録出願が我が国の法令に基づく保護の付与のための条件を満たしていない場合には、以下の場合が含まれる。

① 当該国際意匠登録出願が拒絶理由（意匠法第 17 条各号）に該当する場合（国際意匠登録出願の場合の拒絶理由の通知は、拒絶の通報により行

う。)

- ② 当該国際意匠登録出願に関する手続又は処分の確定を待つ必要がある場合
- ③ 当該国際意匠登録出願以外の出願に関する処分の確定を待つ必要がある場合（待ち通知）

一度拒絶の通報を行った場合、以降の手続では、拒絶理由の通知等は拒絶の通報によらずに行う。

- (2) 上記 (1) ①～③のいずれかに該当する場合、国際公表後 1 2 月以内に国際事務局に対して拒絶の通報を行う（ジュネーブ改正協定第 1 2 条(2) (a)、ハーグ協定共通規則第 1 8 規則(1) (b))。

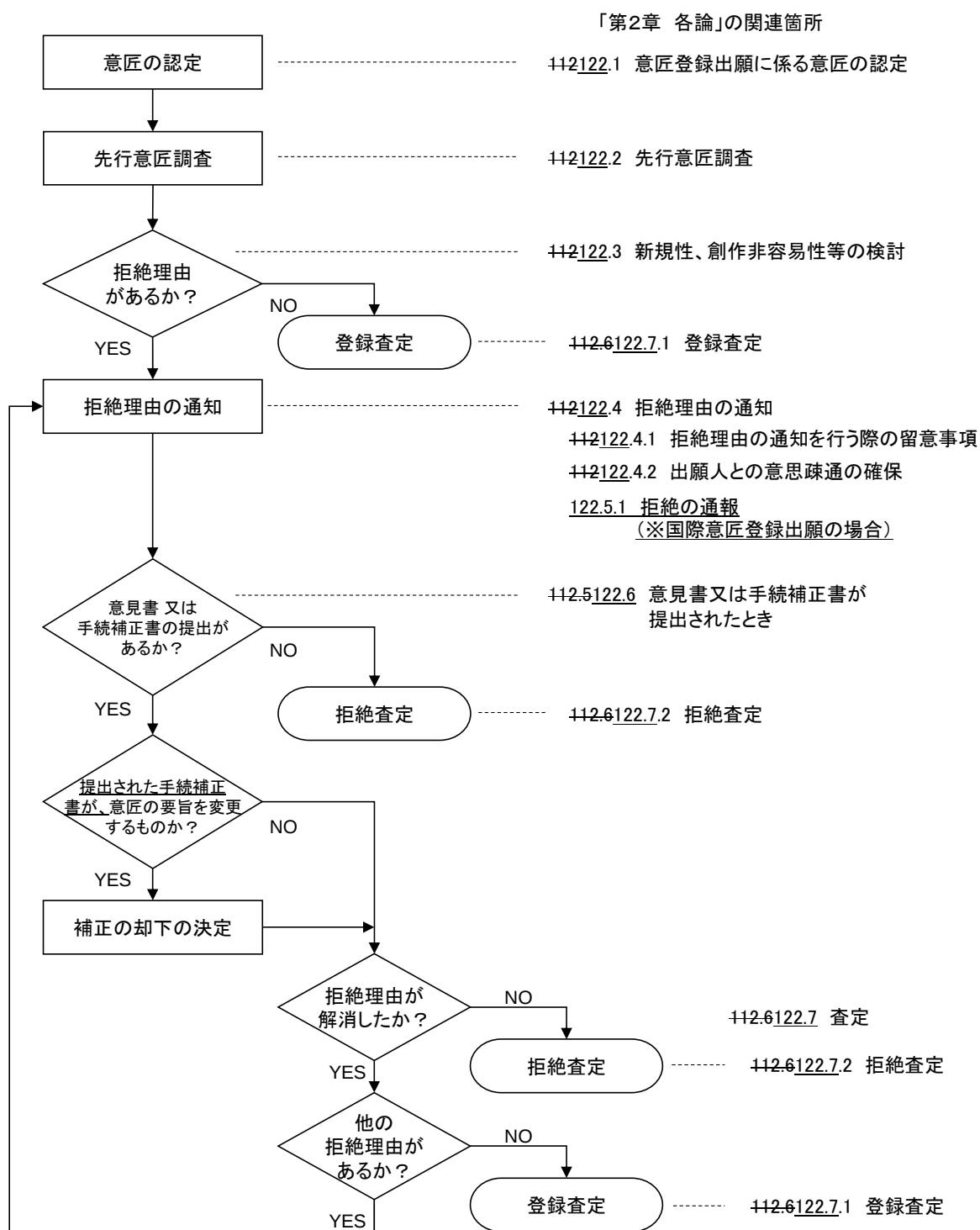
- (3) 拒絶の通報には、その根拠となる全ての理由（注）を記載する（ジュネーブ改正協定第 1 2 条(2) (b))。また、当該理由に対応する法令の主要な規定について言及する（ハーグ協定共通規則第 1 8 規則(2) (iii))。

(注)

拒絶の通報に記載すべき「全ての理由」は、拒絶の通報を行う時点で提示し得る理由であって、同時に通知することが合理的な範囲のものとする。

- (4) 拒絶の通報は英語で行う（ハーグ協定共通規則第 6 規則(3) (i))。

【図】 審査の主な流れ



その他 国際意匠分類の取扱い

142122. 2 先行意匠調査

<略>

(1) 参考文献

<略>

(2) 先行意匠調査手法

①～③ <略>

- ④ 調査範囲を拡大すべきか否かは、調査範囲として設定した日本意匠分類の調査結果を考慮しつつ決定する。すなわち、本願意匠の意匠に係る物品が含まれる日本意匠分類に属する審査資料を調査した結果、新規性、創作非容易性等を合理的に判断するために十分な先行意匠等が発見できなかった場合において、以下の例のように、新規性、創作非容易性等の判断に資する先行意匠等が発見される可能性がある調査手法が考えられるときは、調査の迅速性と的確性の両面を考慮したうえで、もっとも効率的に先行意匠を発見することが可能と想定される調査手法を追加する。

(調査範囲拡大における先行意匠調査手法の例)

- (i) 本願意匠の意匠に係る物品と用途（使用目的、使用状態等）及び機能に共通性がある物品が含まれる可能性がある日本意匠分類又はロカルノ協定（注）が定める意匠の国際分類（以下「国際意匠分類」という。）がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。

（注）

正式には、千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定。

- (ii) 本願意匠の構成要素となる形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合が表されている先行意匠等が含まれる可能性がある日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願及び公知資料の調査を行う。
- (iii) 本願意匠が部品の意匠又は部分意匠であり、その部品又は「意匠登録を受けようとする部分」の形態が先行意匠の一部として開示された先行意匠が含まれる可能性がある物品を含む日本意匠分類又は国際意匠分類がある場合は、その日本意匠分類又は国際意匠分類に属する意匠登録出願

及び公知資料の調査を行う。

(iv) ～ (viii) <略>

(3) 先行意匠調査の終了

<略>

適用時期

改訂意匠審査基準は、特許法等の一部を改正する法律（平成 26 年 5 月 14 日法律第 36 号）附則第一条第三号で定めるジュネーブ改正協定に関連する規定の施行日（ジュネーブ改正協定が日本国について効力を生じる日）以降に審査される出願に適用する。

以上